

平成30年度～平成32年度

介護保険料を改定しました

介護保険料を下表のとおり改定しましたのでお知らせします。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390～393）へ。

●介護保険料改定の背景

介護保険制度の導入により、本人、家族の負担が軽減される一方、介護を必要とする人の増加に伴い、介護サービス給付費は増加しています。

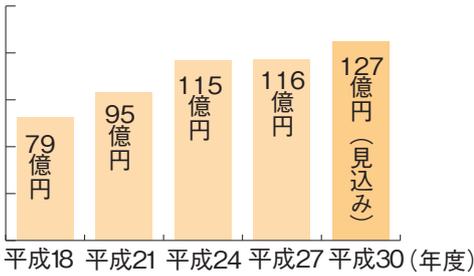
こうした状況を踏まえ、平成30年度から32年度までの第一号被保険者（65歳以上の一人）の介護保険料を改定しました。今後も皆さんに安心して

て介護サービスを受けていただけるよう努めますので、ご理解をお願いします。

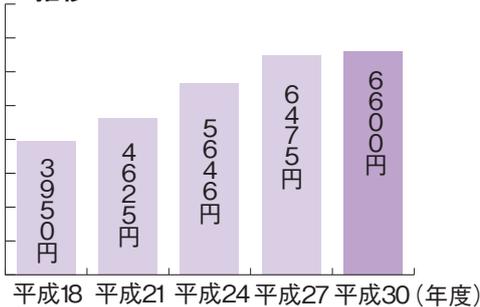
●所得段階を細分化

65歳以上の人の介護保険料は、本人の収入や所得、世帯の市民税課税状況を考慮して所得段階を設定します。平成30年度の保険料改定では、これまでの13段階だった所得段階を14段階に設定しました。

介護サービス費の推移



介護保険料基準額（月額）の推移



介護保険料Q&A

Q1 介護保険料とは？

介護保険とは「老後の安心をみんなで支える」という仕組みです。高齢化に伴い増加する介護負担を軽減すべく、40歳以上のすべての人が介護保険料を納めます。

Q2 どうやって介護保険料を納めるの？

40歳から64歳までは医療保険の一部として、65歳からは年金からの差し引きまたは納付書での納付となります。

Q3 納付書で納める場合とは？

65歳になった人や転入した人は、年金からの差し引きが開始されるまで半年から1年ほど時間がかかります。その間は納付書で納めます。また、年金が年額18万円に満たない、年金を担保に借入れをしているなどの場合も納付書で納めます。

Q4 介護保険料は何に使われているの？

納められた保険料は、介護サービス費用に使われます。介護サービス利用者の多い本市は、サービス内容も多岐に渡り充実しています。

介護保険料一覧表（平成30年度～平成32年度）

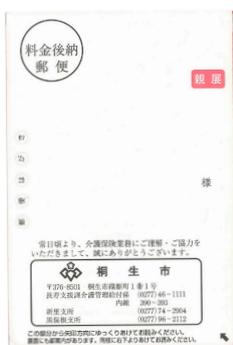
所得段階	年間保険料	対象者
1	35,600円	①生活保護を受けている人②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人③世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
2	55,400円	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人
3	59,400円	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人
4	71,200円	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
5	79,200円 (基準額月額6,600円)	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、上記以外の人
6	92,700円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人
7	95,100円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の人
8	103,000円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人
9	126,800円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の人
10	129,100円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人
11	138,600円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
12	142,600円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
13	150,500円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
14	174,300円	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

平成30年度介護保険料 通知書を郵送します

◆必ず内容をご確認ください

65歳以上で特別徴収の人(介護保険料が年金から差し引きされる人)には、7月末に「介護保険料決定通知書(見本①)」を郵送しますので、内容をご確認ください。

また、普通徴収の人(介護保険料が年金から差し引かれない人)には、7月中旬に「介護保険料納付通知書(見本②)」を郵送しますので、納期限までの納付にご協力ください。



見本①



見本②

◆普通徴収の納付

普通徴収の人の納期は7月から翌年2月までの8回です。納付は、市役所1階の長寿支援課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、市が指定する金融機関のいずれかで納付してください。

◆口座振替も可能です

納め忘れや納期ごとに納めに行く必要がなくなるなど、納付に便利な口座振替も利用できます。

希望する人は、介護保険料納付通知書に同封されている申込用紙に必要事項を記入し、通帳と届け出印を持参して、金融機関で手続きをしてください。

◆介護保険料の滞納にご注意ください

特別な事情がなく保険料の滞納が続く場合、利用者負担割合が引き上げられるなどの措置がとられますのでご注意ください。介護保険料の納付が困難なときは早めにご相談ください。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係(☎内線390~393)へ。

要介護認定有効期間を 変更しました

要介護(要支援)認定申請のうち、4月1日以降の更新認定申請は、有効期間が最長24か月から36か月になりました。

なお、新規申請と変更申請の有効期間は従来どおり最長12か月です。

問い合わせは、長寿支援課介護審査係(☎内線394)へ。



介護保険サービス利用者負担割合が 一部の人には3割に

65歳以上の人で合計所得金額が220万円以上で、一定の条件に当てはまる場合、介護保険サービスの利用者負担割合が8月から3割になります。

7月下旬までに、要介護・要支援認定を受けている人には、介護保険負担割合証を郵送します。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合(1~3割)が記載されていますのでご確認ください。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係(☎内線390~393)へ。

介護保険負担割合証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	性別
利用開始の報告	適用期間
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

介護保険負担割合証